

町民税・県民税・森林環境税特別徴収のしおり

◎特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。

- ☐ 既に退職した方が含まれていませんか。
→いる場合は P3 にある「給与所得者異動届出書」を至急ご提出ください。
- ☐ 特別徴収に該当する全従業員の方の名前がありますか。
→ない場合は P9 にある「特別徴収への切替申請書」をご提出ください。

◎お願い

町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書(納税義務者用)は、すみやかに各納税義務者にお渡しいただきますようお願いします。

※課税内容につきましては、個人情報のためご本人からのお問い合わせでない場合は、詳しい内容はお説明できませんのでご了承ください。

目次

特別徴収について(徴収・納入・届出等)	1
納入書の注意事項(税額変更が生じた場合の記入例)	2
給与所得者異動届出書	3
【記入例 1～記入例 3】	6
特別徴収への切替申請書	9
【記入例 4】	11
特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書	12
ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	14

福島県大沼郡会津美里町役場 町民税務課

〒969-6292

福島県大沼郡会津美里町字新布才地 1 番地

TEL (0242) 55-1166 FAX (0242) 55-0187

(お願い) 異動届等が不足した場合は、コピーしてお使いいただくか、町ホームページからダウンロードしてご使用ください。

<https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/>

会津美里町公式サイト→暮らし・手続き→税金→税の各種様式集

町民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

1. 特別徴収税額の通知について

今年度の特別徴収税額を別紙のとおり通知します。通知される納税義務者の個人番号は、適切な取扱いに関するガイドライン（事業者編）に基づき、安全管理措置を講じる必要があります。詳しくは、個人情報保護委員会のサイトにてご確認ください。

2. 徴収及び納入について

特別徴収税額の決定通知書にある月割額を納税義務者から徴収し、翌月10日までに取扱金融機関で納入してください。なお、納期限後に納入した場合には、地方税法の規定により延滞金が加算されることがあります。

また、年度の途中で税額が変更となった場合は、改めて税額変更通知書をお送りしますので、変更された月割額により徴収し、納入書の「納入金額」の金額を訂正のうえ、納入してください。（記入例 P2）

3. 納入場所

会津美里町役場出納室及び各支所

会津美里町指定金融機関役場派出所、会津よつば農業協同組合、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、会津信用金庫、会津商工信用組合、ゆうちょ銀行・郵便局（東北6県内に所在するゆうちょ銀行・郵便局、または指定通知書により指定を受けたゆうちょ銀行・郵便局に限ります。）

4. 退職所得の特別徴収

退職所得に係る町民税・県民税は、納入書の退職所得分欄の税額を記入して、翌月10日までに納入してください。また、納入書裏面の「町民税県民税納入申告書」にも必要事項を記入してください。

5. 特別徴収義務者番号

同封の特別徴収税額の決定通知書に記載されています。特別徴収関係書類には、すべてこの番号を記入してください。

6. 退職または転勤等による異動について

退職、転勤等の事由により給与所得者に異動があった場合は、翌月10日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。なお、転勤等により引き続き特別徴収を行う場合は、新しい勤務先等を経由して提出してください。

7. 退職時の一括徴収のお願い

納税義務者が6月から12月の間に退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、本人の申出により未徴収税額を一括徴収することができます。また、翌年1月から4月までの間に退職等された場合は、本人の申出の有無に関わらず一括徴収することが義務づけられています。

8. 特別徴収への切り替えについて

普通徴収で納税している方が就職等により新たに特別徴収を希望する場合は、「特別徴収への切替申請書」を提出してください。

なお、納期限が過ぎた税額については、特別徴収への切替ができませんのでご注意ください。

9. 個人事業主の方のマイナンバー確認について

個人事業主の方が「給与所得者異動届出書」を提出する際には、事業主ご自身のマイナンバーの記入が必要です。これに伴い以下の確認書類をご提示いただく必要がありますのでご注意ください。なお、郵送で提出する場合は、届出書とあわせて確認書類の写しを同封してください。

- (1)マイナンバーカード（両面）又は個人番号通知カードもしくは
マイナンバーが記載された住民票
- (2)運転免許証等顔写真付きの本人確認できる書類
（マイナンバーカードをお持ちでない方のみ）

納入書の注意事項（税額変更が生じた場合の記入例）

福島県大沼郡会津美里町 町民税・県民税・森林環境税 領収証書 ㊤

市区町村コード	口座番号	加入者名																																																												
0 7 4 4 7 1	㊤ 02140-2-960030	会津美里町会計管理者																																																												
指 定 番 号		納入金額(1)																																																												
令和 年 月 分		円 10,000																																																												
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 金 額 (2)	<table border="1"> <tr> <td>給与分 (一括徴収分を含む。)</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	給与分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円					3	0	0	0	0		退職所得分										延滞金										督促手数料										合計額					3	0	0	0	0
	給与分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																				
					3	0	0	0	0																																																					
	退職所得分																																																													
	延滞金																																																													
督促手数料																																																														
合計額					3	0	0	0	0																																																					
納期限	令和 年 月 日																																																													
(特別徴収義務者)																																																														
住所 〒 又は 所在地		領収日付印																																																												
氏 名 又は 名 称		様																																																												

①退職、転勤等により事業所全体の特別徴収税額が変更になるときは、金額を横線で抹消してください。

②変更後の特別徴収税額を記入してください。

③退職所得に係る分離課税で納める税額が生じた場合に記入してください。なお、裏面の納入申告書に退職者の明細を記入してください。

④変更後の特別徴収税額合計額を記入してください。

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

～ 町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額は翌月の10日までに納入してください ～

令和 年度 給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書

※町処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	住民税	申告支援

◎異動日の翌月の10日が提出期限となっています。		給 与 支 払 義 務 者	所在地	〒										特別徴収義務者指定番号				
会津美里町長			フリガナ											この届出書に 応答される方	部 署			
令和 年 月 日提出			名 称												氏 名			
			個人番号又は法人番号															電 話
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月		(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日		異動の事由		1月1日以降 退職時までの 給与支払額	退職手当等の 支払額 (支払予定額)					
フリガナ			円	□ 月分から		円	円	年 月 日		1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 会社解散 7 住所誤報 8 その他 ()		円	円					
氏名	(旧姓)			□ 月分まで				年 月 日			控除社会 保険料額	勤続年数						
個人番号					年					円	年							
生年月日	年 月 日																	
1月1日 現在の住所	会津美里町																	
現住所																		

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し、該当記号を○印で囲んでください。

※記入がない場合は、「C.普通徴収」とさせていただきます。

A. 特別徴収の継続												
(ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収します。												
給 与 支 払 義 務 者	所在地	〒										
	フリガナ											
	名称											
	個人番号又は法人番号											
	この届出書に 応答される方	部 署	特別徴収義務者指定番号									
	氏 名											
電 話												
納入開始月	月割額	円を 月分(月 日納期限)から納入する。										

※新規の場合は○で囲んでください。

B. 一括徴収	
(ウ)の額を退職時に、給与等から徴収します。	
一括徴収した税額は、 □ 月分で納入します。 (月 日納期限)	
一括徴収申出日	令和 年 月 日
一括徴収税額 (ウ)と同額	円

C. 普通徴収
(ウ)の額を本人が納付書で支払います。
後日、本人宛に未徴収税額の 納税通知書を送付します。

備 考

「指定番号」の欄には通知書に指定された番号を必ず記入してください。

【御注意】

- 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ回付願います。新勤務先では、「A. 特別徴収の継続」の欄の項目を記入し、町に送付してください。
- 1月1日から4月30日までの間に退職等した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

「指定番号」の欄には通知書に指定された番号を必ず記入してください。

ミ
シ
ン

※記入がない場合は、「C.普通徴収」とさせていただきます。

新規の場合は○で囲んで
ください。↓

注 意 1. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ回付願います。新勤務先では、「A. 特別徴収の継続」の欄の項目を記入し、町に送付してください。

2. 1月1日から4月30日までの間に退職等した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

令和 年度 給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書

令和 年度 給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書		※町処理欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		住民税		申告支援	
◎異動日の翌月の10日が提出期限となっています。		給与(特別徴収義務者)		所在地		〒		特別徴収義務者指定番号	
会津美里町長		フリガナ				この届出書に 応答される方		部 署	
令和 年 月 日提出		名 称						氏 名	
		個人番号又は法人番号						電 話	
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		徴収済月		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	
フリガナ		円		□		円		円	
氏名		(旧姓)		月分から		円		円	
個人番号				□		円		円	
生年月日		年 月 日		月分まで		円		円	
1月1日 現在の住所		会津美里町				円		円	
現住所						円		円	

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し、該当記号を○印で囲んでください。

※記入がない場合は、「C.普通徴収」とさせていただきます。

A. 特別徴収の継続	
(ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収します。	
給与(特別徴収義務者)	〒
所在地	
フリガナ	
名称	
個人番号又は法人番号	
この届出書に 応答される方	部 署
	氏 名
	電 話
納入開始月	月割額 円を 月分(月 日納期限)から納入する。

B. 一括徴収	
(ウ)の額を退職時に、給与等から徴収します。	
一括徴収した税額は、 □ 月分で納入します。 (月 日納期限)	
一括徴収申出日	令和 年 月 日
一括徴収税額 (ウ)と同額	円

C. 普通徴収	
(ウ)の額を本人が納付書で支払います。	
後日、本人宛に未徴収税額の 納税通知書を送付します。	
備 考	

「指定番号」の欄には通知書に指定された番号を必ず記入してください。

- 【御注意】
- 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ回付願います。新勤務先では、「A. 特別徴収の継続」の欄の項目を記入し、町に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職等した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

【記入例1 退職により普通徴収へ切替する場合】

〈例〉美里次郎さんが9月30日に退職した場合

◎町県民税・森林環境税9月分までは事業所が天引き（特別徴収）で納入し、未徴収税額は普通徴収に切替する

令和○年度 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		※町処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	住民税	申告支援
◎異動日の翌月の10日が提出期限となっています。		所在地	〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町 字新布才地 11111		
会津美里町長		フリガナ	カブシキガイシャ ミサト		
令和○年 10月 10日提出		名称	株式会社 みさと		
		個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7		
給与所得者		特別徴収税額 (ア) (年税額)	徴収済月	徴収済額 (イ)	未徴収税額 (ウ) (ア)-(イ)
フリガナ	ミサト ジロウ	円	6	円	円
氏名	美里 次郎	141,000	月分から	47,400	93,600
個人番号	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3	9	月分まで		
生年月日	昭和 42年 4月 2日				
1月1日現在の住所	会津美里町 字新布才地22222				
現住所	同上				
		異動年月日	○ 年	9 月	30 日
		異動の事由	① 退職 2 退職 3 長期欠勤 4 死亡 5 会社解散 6 住所異動 7 その他 8		
		1月1日以降退職時までの給与支払額	円		
		退職手当等の支払額 (支払予定額)	円		
		控除社会保険料額	円		
		勤続年数	10 年		

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し、該当記号を○印で囲んでください。

※記入がない場合は、「C.普通徴収」とさせていただきます。

A. 特別徴収の継続	
(ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収します。	
所在地	〒
フリガナ	
名称	
個人番号又は法人番号	
この届出書に回答される方	特別徴収義務者指定番号
部署	
氏名	
電話	
納入開始月	月割額 円を 月分(月 日納期限)から納入する。

※新規の場合は○で囲んで

B. 一括徴収	
(ウ)の額を退職時に、給与等から徴収します。	
一括徴収した税額は、 月分で納入します。 (月 日納期限)	
一括徴収申出日	令和 年 月 日
一括徴収税額 (ウ)と同額	円

C. 普通徴収	
(ウ)の額を本人が納付書で支払います。	
後日、本人宛に未徴収税額の納税通知書を送付します。	
備考	

【一括徴収のお願い】
6月から12月の間に退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、本人の申出により未徴収税額を一括徴収することができます。また、翌年1月から4月までの間に退職等された場合は、地方税法の規定により一括徴収することが義務付けられています。

- 【御注意】
- 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ回付願います。新勤務先では、「A. 特別徴収の継続」の項目を記入し、町に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職等した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

【記入例2 退職により一括徴収で納入する場合】

〈例〉美里次郎さんが1月31日に退職した場合

◎町県民税・森林環境税12月分までは事業所が天引き(特別徴収)で納入済みで、未徴収税額は一括徴収し、1月分で納入する

令和○年度 給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書

◎異動日の翌月の10日が提出期限となっています。		給与(特別徴収義務者)	所在地	〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町 字新布才地 11111										特別徴収義務者指定番号	12345678		
会津美里町長		フリガナ	カブシキガイシャ ミサト	株式会社 みさと										この届出書に 応答される方	部署	人事部	
令和○年2月5日提出		個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7										氏名	美里 花子			
													電 話	0242-55-○○××			
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由		1月1日以降 退職時までの 給与支払額	退職手当等の 支払額 (支払予定額)						
フリガナ	ミサト ジロウ		円	6	円	円	○ 年	1 退職	円	円							
氏名	美里 次郎			月分から	57,100	40,500	1 月	2 転勤	300,000	2,000,000							
個人番号	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3			12			31 日	3 休職									
生年月日	昭和42年 4月 2日		97,600	月分まで				4 長期欠勤									
1月1日現在の住所	会津美里町 字新布才地22222							5 死亡	控除社会 保険料額	勤続年数							
現住所	同上							6 会社解散	円	年							
								7 住所誤報	41,200	10							
								8 その他									

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し、該当記号を○印で囲んでください。

※記入がない場合は、「C.普通徴収」とさせていただきます。

A. 特別徴収の継続

(ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収します。

所在地	〒									
フリガナ										
名称										
個人番号又は法人番号										
この届出書に 応答される方	部署	特別徴収義務者指定番号								
	氏名									
	電 話									
納入開始月	月割額	円を	月分(	月	日納期限)	から納入する。				

※新規の場合は○で囲んでください。

B. 一括徴収

(ウ)の額を退職時に、給与等から徴収します。

一括徴収した税額は、

1 月分で納入します。

(2 月10日納期限)

一括徴収申出日	令和 ○ 年 1 月 10 日
一括徴収税額 (ウ)と同額	40,500 円

C. 普通徴収

(ウ)の額を本人が納付書で支払います。

後日、本人宛に未徴収税額の
納税通知書を送付します。

備 考

【一括徴収のお願い】

6月から12月の間に退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、本人の申出により未徴収税額を一括徴収することができます。

また、翌年1月から4月までの間に退職等された場合は、地方税法の規定により一括徴収することが義務付けられています。

- 【御注意】
- 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ回付願います。新勤務先では、「A. 特別徴収の継続」の欄の項目を記入し、町に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職等した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

【記入例3 転勤により新事業所で特別徴収を継続する場合】

〈例〉美里次郎さんが1月31日付で転勤した場合

◎町県民税・森林環境税1月分までは前事業所が天引き(特別徴収)で納入済みで、2月分以降は新事業所が特別徴収を継続する

令和○年度 給与特別徴収報告書 に係る給与所得者異動届出書

◎異動日の翌月の10日が提出期限となっています。		給与(特別徴収義務者)	所在地	〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地11111										※町処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	住民税	申告支援				
会津美里町長		支払義務者	フリガナ	カブシキガイシャ ミサト										特別徴収義務者指定番号	12345678						
令和○年2月10日提出		名称	株式会社 みさと										この届出書に 応答される方	部署	人事部						
		個人番号又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0		9	8	7	氏名	美里 花子			
																	電話	0242-55-○○××			
給与所得者			フリガナ	ミサト ジロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	退職手当等の 支払額 (支払予定額)
氏名			美里 次郎										円	6	円	円	○ 年	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 会社解散 7 住所異動 8 その他	円	円	
個人番号			1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3											月分から	65,200	32,400	1 月				
生年月日			昭和42年 4月 2日										97,600			31 日					
1月1日現在の住所			会津美里町 字新布才地22222											1 月分まで							
現住所			同上																		

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し、該当記号を○印で囲んでください。

※記入がない場合は、「C.普通徴収」とさせていただきます。

A. 特別徴収の継続
(ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収します。

給与(特別徴収義務者)	所在地	〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地33333									
	フリガナ	カブシキガイシャ アイづ									
	名称	株式会社 あいづ									
	個人番号又は法人番号										
	この届出書に 応答される方	部署	総務部			特別徴収義務者指定番号					
	氏名	会津 花子			23456789						
	電話	0242-55-○○××			*新規						
納入開始月	月割額	8,100 円を 2 月分(3 月 10 日納期限)から納入する。									

※新規の場合は○で囲んでください。

B. 一括徴収
(ウ)の額を退職時等に、給与等から徴収します。

一括徴収した税額は、
 月分で納入します。
 (月 日納期限)

一括徴収申出日	令和 年 月 日
一括徴収税額 (ウ)と同額	円

C. 普通徴収
(ウ)の額を本人が納付書で支払います。

後日、本人宛に未徴収税額の
納税通知書を送付します。

備考

【記入上のお願ひ】
 「前勤務先」上段の事項(「給与所得者」の欄の「個人番号」は除く)を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記入しないでください。
 「新勤務先」本人から個人番号の提供を受け記入してください。また、「A.特別徴収の継続」の項目を記入し、町に送付してください。

- 【御注意】
1. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ回付願います。新勤務先では、「A. 特別徴収の継続」の項目を記入し、町に送付してください。
 2. 1月1日から4月30日までの間に退職等した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

令和 年度 町県民税・森林環境税特別徴収への切替申請書

		※町処理欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	住民税	申告支援		
会津美里町長		給与 （特別徴収義務者） 支払者	所在地	特別徴収義務者指定番号			*新規	
令和 年 月 日提出			フリガナ	この届出書に 応答される方	部 署			
			名 称		氏 名			
			法人番号		電 話			

※個人事業主の方は、個人番号を記入しないでください。

給 与 所 得 者		普通徴収切替期別	特別徴収開始予定月	月割額の事前電話連絡
フリガナ		期分以降を切替希望	月分	必要場合は、チェック及び記入してください。 要（__月__日までに 電話連絡希望）
氏名	（旧姓）			
生年月日	年 月 日	◎普通徴収の納期限を過ぎた税額は、 特別徴収への切替ができません。	（ 月 日納期限分）から	◎毎月15日頃までに申請書が到着した分について、月末に税額通知書を送付しています。
1月1日現在の住所	会津美里町	【普通徴収の納期限】 第1期：6月30日 第2期：8月31日 第3期：10月31日 第4期：1月31日	【特別徴収の納期限】 期 別：6月～翌5月まで毎月 納期限：各翌月10日 〈例〉6月分…7月10日納期限	連絡事項記入欄
現住所				

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、未納付分の納付書（原本）を添付してください。）

※すでに納付された領収書や口座振替の場合は添付しないでください。

【注意事項】

- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 普通徴収分の納付済み額（期）については、特別徴収に切り替えることはできません。納付済み額（期）は、必ずご本人にお確かめください。
- 納期限が土、日曜日・祝日の場合は、その翌日が納期限となります。

①新規の場合は○で囲んでください。
②「指定番号」の欄には通知書に指定された番号を必ず記入してください。

令和 年度 町県民税・森林環境税特別徴収への切替申請書

		※町処理欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	住民税	申告支援	
会津美里町長		給与 （特別徴収義務者） 与 払 者	所在地	特別徴収義務者指定番号			*新規
令和 年 月 日提出			フリガナ	この届出書に 応答される方			
			名 称				
			法人番号				

※個人事業主の方は、個人番号を記入しないでください。

給 与 所 得 者		普通徴収切替期別	特別徴収開始予定月	月割額の事前電話連絡
フリガナ		期分以降を切替希望	月分	必要場合は、チェック及び記入してください。 要（__月__日までに 電話連絡希望）
氏名	（旧姓）			
生年月日	年 月 日	◎普通徴収の納期限を過ぎた税額は、 特別徴収への切替ができません。	（ 月 日納期限分）から	◎毎月15日頃までに申請書が到着した分について、月末に税額通知書を送付しています。
1月1日 現在の住所	会津美里町	【普通徴収の納期限】 第1期：6月30日 第2期：8月31日 第3期：10月31日 第4期：1月31日	【特別徴収の納期限】 期 別：6月～翌5月まで各月 納期限：各翌月10日 〈例〉6月分…7月10日納期限	連絡事項記入欄
現住所				

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、未納付分の納付書（原本）を添付してください。）

※すでに納付された領収書や口座振替の場合は添付しないでください。

【注意事項】

- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 普通徴収分の納付済み額（期）については、特別徴収に切り替えることはできません。納付済み額（期）は、必ずご本人にお確かめください。
- 納期限が土、日曜日・祝日の場合は、その翌日が納期限となります。

①新規の場合は○で囲んでください。
②「指定番号」の欄には通知書に指定された番号を必ず記入してください。

【記入例4 就職等により特別徴収へ切替申請する場合】

〈例〉美里一郎さんが、株式会社みさとに7月に就職した場合

◎町県民税・森林環境税1期分は普通徴収で納入、2期分以降を特別徴収に切替する（8月から徴収開始）

令和○年度 町県民税・森林環境税特別徴収への切替申請書		※町処理欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		住民税		申告支援	
会津美里町長		給与 （特別徴収義務者） 支払者	所在地	〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町 字新布才地11111		特別徴収義務者指定番号		12345678 *新規	
令和○年7月10日提出			フリガナ	カブシキガイシャ ミサト		この届出書に 応答される方	部署	人事部	
			名称	株式会社 みさと			氏名	美里 花子	
			法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7			電話	0242-55-○○××	
※個人事業主の方は、個人番号を記入しないでください。									
給与所得者		普通徴収切替期別		特別徴収開始予定月		月割額の事前電話連絡			
フリガナ	ミサト イチロウ		2 期分以降を切替希望		8 月分		必要場合は、チェック及び記入してください。		
氏名	美里 一郎 (旧姓)		◎普通徴収の納期限を過ぎた税額は、特別徴収への切替ができません。		(9月10日納期限分)から		☐ 要 (月 日までに 電話連絡希望)		
生年月日	昭和 60 年 3 月 3 日						◎毎月15日頃までに申請書が到着した分について、月末に税額通知書を送付しています。		
1月1日 現在の住所	会津美里町 字新布才地44444		【普通徴収の納期限】		【特別徴収の納期限】		連絡事項記入欄		
現住所	同上		第1期 : 6月30日 第2期 : 8月31日 第3期 : 10月31日 第4期 : 1月31日		期別: 6月～翌5月まで毎月 納期限: 各翌月10日 〈例〉6月分…7月10日納期限				

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、未納付分の納付書（原本）を添付してください。）

※すでに納付された領収書や口座振替の場合は添付しないでください。

【注意事項】

1. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

2. 普通徴収分の納付済み額（期）については、特別徴収に切り替えることはできません。納付済み額（期）は、必ずご本人にお確かめください。

3. 納期限が土、日曜日・祝日の場合は、その翌日が納期限となります。

① 新規の場合は○で囲んでください。
② 「指定番号」の欄には通知書に指定された番号を必ず記入してください。

【納入確認のお願い】
普通徴収分の納付済み額は、特別徴収に切替えることはできません。
また、二重納付防止のため、未納付分の納付書（原本）を添付してください。

町県民税・森林環境税特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

		※町処理欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		住民税		申告支援							
会津美里町長		給与 支払 者	所在地	〒						特別徴収義務 者指定番号					
令和 年 月 日提出			フリガナ								この届出書に 応答される方	部 署			
			名 称									氏 名			
			法人番号									電 話			

※個人事業主の方は、個人番号を記入しないでください。

◎誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
◎代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

		変更年月日		令和 年 月 日		
事 項	変 更 前		変 更 後			
フリガナ						
所在地	〒		〒			
フリガナ						
名 称						
電 話						
書類送付先 〔上記所在地と異なる場合 に記入してください。〕						
変更理由 〔該当する数字を○印 で囲んでください。〕	1. 名称変更 2. 所在地変更（事務所等移転） 3. 送付先変更 4. 事業所等の廃止 5. 統合 6. 合併 7. 分割 8. その他（ ）					ア. 指定番号を新規に取得する。（納付書 要 ・ 不要 ） ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 イ. 統合・合併・分割先の指定番号 を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 ウ. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。

【納付書について】 名称・所在地変更後の納付書はお送りしておりません。変更前の納付書をそのままお使いください。

ミ
シ
ン

「指定番号」の欄には通知書に指定された番号を必ず記入してください。

町県民税・森林環境税特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

		※町処理欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		住民税		申告支援							
会津美里町長		給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	所在地	〒						特別徴収義務 者指定番号					
令和 年 月 日提出			フリガナ								この届出書に 応答される方	部 署			
			名 称									氏 名			
			法人番号												電 話

※個人事業主の方は、個人番号を記入しないでください。

◎誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
◎代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

		変更年月日		令和 年 月 日		
事 項	変 更 前		変 更 後			
フリガナ						
所在地	〒		〒			
フリガナ						
名 称						
電 話						
書類送付先 〔上記所在地と異なる場合 に記入してください。〕						
変更理由 〔該当する数字を○印 で囲んでください。〕	1. 名称変更		ア. 指定番号を新規に取得する。(納付書 要 ・ 不要) ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 イ. 統合・合併・分割先の指定番号 を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 ウ. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。			
	2. 所在地変更 (事務所等移転)					
	3. 送付先変更					
	4. 事業所等の廃止					
	5. 統合 6. 合併 7. 分割 8. その他 ()					

【納付書について】 名称・所在地変更後の納付書はお送りしておりません。変更前の納付書をそのままお使いください。

ミ
シ
ン

「指定番号」の欄には通知書に指定された番号を必ず記入してください。

ゆうちょ・郵便局の指定について

東北6県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名及び貴事業所名を記入のうえ、当初納入される際にそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

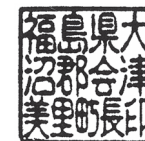
前年度利用されたゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続き利用できますので「指定通知書」を再度提出する必要は

ミ
シ
ン

令和 年 月 日

様

福島県大沼郡会津美里町長



指 定 通 知 書

貴店・貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の取扱店（局）に指定しましたので通知いたします。

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1. 口座番号 | 公 02140-2-960030 |
| 2. 加入者の名称 | 会津美里町会計管理者 |
| 3. 取りまとめ局 | 仙台貯金事務センター |
| 4. 特別徴収義務者
(事業所名) | |

※ゆうちょ銀行・郵便局提出用